

(目 的)

第 1 条 この建築協定は、第 5 条に定める区域内における建築物の用途に関する基準を協定し、住宅地としての環境を高度に維持増進することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この建築協定に用いる用語の意義は、建築基準法(昭和25年法律第201号)及び建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)に定めるところによる。

(名 称)

第 3 条 この建築協定は、日野町沢ヶ谷建築協定(以下「協定」という。)と称する。

(協定の締結)

第 4 条 この協定は、第 5 条に定める区域内の土地の所有者並びに建築物の所有を目的とする地上権者および賃借権者(以下「所有権者等」という。)全員の合意により締結する。以下、協定を締結した者を「協定者」という。

(協定の変更・廃止)

第 5 条 この協定にかかる協定区域、建築物に関する基準、有効期限および協定違反があった場合の措置を変更しようとする時は、協定者全員の合意によらなければならない。

この協定を廃止しようとする場合は、協定者の過半数の合意を得なければならない。

(協定区域)

第 6 条 協定の区域は、横浜市港南区日野町 3 3 8 5 番地、ほか下記の区域とする。ただし、()内を除く。

1 街区の 1 ~ 2 0 2 街区の 1 ~ 2 2 (15, 16, 22)
(11, 15, 16)

3 街区の 1 ~ 2 1 (1, 12) 4 街区の 1 ~ 2 0 (12)

5 街区の 1 ~ 2 0 (11) 6 街区の 1 ~ 2 0 (17, 20)

7 街区の 1 ~ 2 0 (8, 18, 20) 8 街区の 1 ~ 3 (3)

9 街区の 1 ~ 2 0 (17 ~ 20)

(建築物の制限)

第 7 条 前条に定める区域の建築物の用途は、一戸建の住居専用住宅、もしくは
は医院併用住宅(獣医院を除く) 及び建築基準法施行令第 1 3 0 条の 3 の
兼用住宅のうち第 1 号、第 2 号(ただし、食堂もしくは喫茶店は除く) 第 5
号及び第 6 号のものとする。

(有効期間)

第 8 条 協定の有効期間は、市長の認可のあった日から第 4 条に定める廃止の
認可公告のあった日までとする。ただ、違反者の措置に対しては、期間終
了後もなお効力を有するものとする。

(違反者の措置)

第 9 条 第 7 条の規定に違反した者があった場合、第 1 2 条に定める委員長は
委員会の決定にもとづき、当該所有者等に対して工事施工の停止を請求し、
かつ文書をもって、相当の猶予期間をつけて当該行為を是正するための必要
な措置をとることを請求するものとする。

2) 前項の請求があった場合、当該所有者等は、これに従わなければなら
ない。

(裁判所への提訴)

第 1 0 条 前条第 1 項に規定する請求があった場合において、当該所有者等が
その請求に従わない時は、委員長はその強制履行または当該所有者等の費
用をもって第三者にこれを為さしめることを裁判所に請求するものとする。

2) 前項の出訴手続等に要する費用は、当該所有者等の負担とする。

(委 員 会)

第11条 協定の運営に関する事項を処理するため、協定運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2) 委員会は、協定者の互選により選出された委員6名をもって組織する。
- 3) 委員の任期は一年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の任期の残存期間とする。
- 4) 委員は再任されることができる。

（ 役 員 ）

第12条 委員会に次の役員を置く。

委員長 1名 副委員長 1名 会計 1名

- 2) 委員長は、委員の互選により選出する。委員長は、委員会を代表し、協定運営の事務を総括する。
- 3) 副委員長および会計は、委員の中から委員長が委嘱する。
- 4) 副委員長は、委員長の事故があるとき、これを代行する。
- 5) 会計は、委員会の経理に関する業務を処理する。

（ 補 足 ）

第13条 この協定に規定するもののほか、委員会の運営、組織、議事並びに委員に関して必要な事項は別に定める。

附 則

1. この協定は、横浜市長の認可のあった日から効力を発する。
2. この協定書は、3部作成し、2部を市長に提出し、1部を委員長が保管し、その写しを協定者全員に配布する。
3. この協定施行の際、既に建築済または工事中の建築物で万一この協定書に適合しない場合は当該建築物に対して、この協定の当該規定は適用しない。